

公 告（再々度公告）

次のとおり企画競争について公告します。

平成 31 年 4 月 4 日

全国健康保険協会大阪支部
支部長 小村 俊一

1 企画競争に付する事項

特定保健指導の外部委託（大阪府内 6 エリア）のうち、【エリア 1】及び【エリア 5】

なお、大阪府内 6 エリアの区分は次のとおりとする。

- 【エリア 1】 豊能郡豊能町・豊能郡能勢町・池田市・箕面市・豊中市・茨木市
- 【エリア 2】 高槻市・三島郡島本町・守口市・門真市・摂津市
- 【エリア 3】 枚方市・大東市・四條畷市・交野市・寝屋川市
- 【エリア 4】 八尾市・柏原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市
- 【エリア 5】 松原市・大阪市西成区・大阪市住之江区・藤井寺市・羽曳野市
- 【エリア 6】 堺市堺区・堺市中区・堺市東区・堺市西区・堺市南区・堺市北区・堺市美原区・和泉市・岸和田市・高石市・泉大津市・泉北郡忠岡町・貝塚市・泉南郡熊取町・泉佐野市・泉南郡田尻町・泉南郡岬町・泉南市・阪南市・南河内郡太子町・南河内郡河南町・南河内郡千早赤阪村

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者であっては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 いずれかを取得していること。
- (10) 仕様書別添「全国健康保険協会大阪支部 被保険者に対する特定保健指導委託要領」の「2 受託要件」を満たす者であること。

3 契約候補者の選定

「特定保健指導の外部委託（大阪府内）企画競争実施要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上記1のエリアごとに契約候補者一者を選定する。なお、契約候補者一者あたりの委託支援対象者数は16,000人を上限とする。

4 企画競争実施要領等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年4月4日（木）から平成31年4月23日（火）まで
9時～12時または13時～17時（平成31年4月23日は11時まで）
- (2) 場 所 〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階
全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 伊藤・今井
電話 06-7711-4310（直通）

5 企画競争実施要領等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 全国健康保険協会大阪支部 FAX 06-7711-4610
(契約に関すること) 企画総務グループ 担当 伊藤・今井
(仕様書等に関すること) 保健グループ 担当 平山
- (2) 受付期間 平成31年4月15日（月）11時まで
- (3) 回答 平成31年4月17日（水）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成31年4月23日（火）11時
- (2) 提出場所 上記4（2）と同じ
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。郵送の場合は上記の提出期限までに必着すること。

7 提案会（プレゼンテーション）の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

- (1) 日 時 (※) 平成31年4月25日（木）午前
(※) 開催時間、説明時間、出席者数の制限については、別途連絡する。
- (2) 場 所 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階
全国健康保険協会大阪支部 第2会議室

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「特定保健指導の外部委託（大阪府内）企画競争実施要領」による。